

秩父市議会会派設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秩父市議会基本条例（平成28年秩父市条例第23号）第6条の規定に基づき、会派に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 会派とは、2人以上で構成する秩父市議会議員（以下「議員」という。）の団体で次条の届出のあるものをいう。ただし、議員は複数の会派の構成議員となることができない。

(届出)

第3条 議員が会派を結成したとき、その代表者は会派名、代表者氏名、結成年月日、役員及び構成議員氏名を、市議会会派結成届（様式第1号）により、速やかに秩父市議会議長（以下「議長」という。）に届け出るものとする。ただし、議長が選挙されるまでの間には事務局長に提出するものとする。

2 前項の届出事項に変更が生じたとき、代表者は市議会会派変更届（様式第2号）により、速やかに議長に届け出るものとする。

3 会派を解散したとき、代表者であった者は市議会会派解散届（様式第3号）により、速やかに議長に届け出るものとする。

(議長の取扱い)

第4条 議長に就任した者は、会派を離脱するものとする。

(委任)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

様式第2号（第3条第2項関係）

年 月 日

秩父市議会議長

様

会 派 名

代表者名

印

市議会会派変更届

会派の届出事項に変更が生じたので、秩父市議会会派設置規程第3条第2項の規定により届け出ます。

1 変更事項

2 変更年月日

様式第3号（第3条第3項関係）

年 月 日

秩父市議会議長

様

会 派 名

代表者名

印

市議会会派解散届

会派を解散したので、秩父市議会会派設置規程第3条第3項の規定により届け出ます。

1 会派の名称

2 解散年月日